

# 従量電灯B

## 適用範囲について

照明器具(電灯)やコンセント等で使用する一般の電気機器(小型機器)の契約容量が6キロボルトアンペア(kVA)以上であり、50キロボルトアンペア(kVA)未満のお客さまに適用される契約種別です。  
 具体的には、商店、事務所、飲食店やご家庭等で電灯、小型機器を多く使われる場合などに適用しています。  
 電圧は単相100ボルト(V)および200ボルト(V)です。

## 契約容量の設定について

従量電灯Bのお客さまについては、お客さまのお使いになる電気機器の容量によってあらかじめ契約容量を設定します。(負荷設備契約)ただし、お客さまが希望される場合は、お客さまが幹線に施設される配線用しゃ断器等の容量にもとづき契約容量を設定します。(主開閉器契約)  
 また料金についても、その契約容量に応じた基本料金を申し受けます。

### 契約容量の具体的な算定方法

#### [負荷設備契約]

- ① 契約負荷設備の総容量(入力)を算定します。
- ・総容量の算定にあたっては実際に必要な電気エネルギーである入力値(VA)に換算します。
  - 蛍光灯(低力率) 40W(入力換算値 80VA) 30灯 .....2,400VA
  - 白熱灯 60W(入力換算値 60VA) 50灯 .....3,000VA
  - エアコン 2,400W(入力換算値 2,400VA) 3台 .....7,200VA
  - コピー機 1,300W(入力換算値 1,300VA) 2台 .....2,600VA
  - 合計 .....15,200VA=15.2kVA

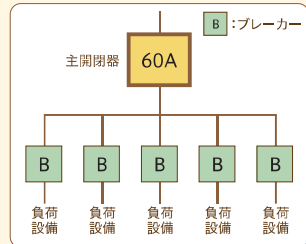
- ② 総容量に電気供給約款に定める所定の係数<sup>(※)</sup>を乗じて契約容量を算定します。
- 6kVA×95%=5.7kVA .....A
  - (15.2kVA-6kVA)×85%=7.82kVA .....B
  - A+B=5.7kVA+7.82kVA=13.52kVA(1kVA未満四捨五入)
  - よって契約容量は14kVAとなります。

(※)電気供給約款の抜粋

最初の6kVAにつき	95%
次の14kVAにつき	85%
次の30kVAにつき	75%
50kVAを超える部分につき	65%

#### [主開閉器契約]

(イメージ図)



- ・供給電気方式 単相3線式
- ・供給電圧 標準電圧100Vおよび200V
- ・主開閉器定格電流 60アンペア(A)
- 契約容量(kVA) = 60A×200V×1/1,000=12kVA
- よって契約容量は12kVAとなります。

## 電気料金について

### ■料金単価

料金区分		単位	料金単価
基本料金		1kVAにつき	399円60銭
電力量料金	120kWhまで	1kWhにつき	17円76銭
	120kWh超過300kWhまで	1kWhにつき	23円74銭
	300kWh超過	1kWhにつき	25円58銭

\*料金単価は、消費税等相当額を含みます。  
 \*燃料費調整が行なわれる場合は別項(20ページ)の燃料費調整の取り扱いによります。  
 \*まったく電気を使用されない場合の基本料金は半額といたします。

### 具体的な料金算定方法

契約容量 12kVA  
 1か月の使用電力量が530kWhの場合

区分	計算方式		
基本料金	399円60銭×12kVA = 4,795円20銭	①	
電力量料金	最初の120kWhまで	17円76銭×120kWh = 2,131円20銭	
	120kWhを超え300kWhまで	23円74銭×180kWh = 4,273円20銭	
	300kWh超過分	25円58銭×230kWh = 5,883円40銭	
計	12,287円80銭	②	
燃料費調整額	△△銭×530kWh = ▽▽▽円▽▽銭	③	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	□□銭×530kWh = ◇◇◇円	④	円未満切り捨て
口座振替割引額	54円00銭	⑤	
ご請求金額	①+②+③+④-⑤ = ○○,○○○円	⑥	円未満切り捨て
うち消費税等相当額	⑥×8/108 = ●●●円		円未満切り捨て

注1. 口座振替割引を行なう場合とします。  
 注2. 燃料費調整を行なう場合は、「燃料費調整額」を減算または加算します。詳しくは別項(20ページ)をご覧ください。  
 注3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、別項(22ページ)をご覧ください。